平成２７年（フ）第３７４２号
大阪府摂津市学園町２丁目10番15―411号、前住所大阪府高槻市赤大路町18番12号ハイツ赤大路Ａ棟102号
債務者　臼杵　由紀
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１６号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東202号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目２番13―703号
債務者　吉田　靖子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８２号
大阪市東住吉区湯里２丁目７番２号ハイツＡＣ401
債務者　原田　稔子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３０号
大阪市淀川区西三国２丁目12番26号
債務者　三好　　瞳
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３５号
大阪府東大阪市島之内２丁目13番５号サンキプラザ406号
債務者　徳原春子こと　全　　春子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４１号
大阪府枚方市藤阪北町22番５―606号
債務者　瓜生　義弘
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０５号
大阪府八尾市上尾町２丁目16番地の24
債務者　本谷由香利
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１０号
大阪市西成区千本中１丁目15番10号朝日プラザバサージュ505号
債務者　石嶺　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６号
島根県出雲市白枝町401番地１　雇用促進白枝宿舎１―203
債務者　江角　愛美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第８７号
島根県出雲市白枝町401番地１　雇用促進白枝宿舎１―203
債務者　江角　祥平
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２７８号
沖縄県糸満市字兼城355番地の２　レオパレスウールジー104号
債務者　今宮虎雄こと　李　　洪雨
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７９７号
埼玉県川口市柳崎５丁目12番26号　スバルスリー５号室、旧住所広島市安佐南区伴中央５丁目８番13―205号
債務者　酒井　勇治
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００１号
埼玉県戸田市川岸２丁目５番20―401号
債務者　田嶋　　俊
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００４号
埼玉県加須市礼羽335番地１
債務者　五十嵐　透
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３４号
埼玉県川口市芝東町17番11号　スカイプラザ103号、旧住所静岡県三島市梅名521番地の１花花館103
債務者　野上　雅史
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
埼玉県草加市松江３丁目１番39―103号
債務者　増田　直美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
千葉県市川市原木１丁目22番３号（大屋マンション１Ａ号）
債務者　本田　玲奈（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９６号
千葉県成田市吉倉835番地35
債務者　今橋　重之
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部